



台湾 服飾標示基準の改正について



台湾の衣料品、服飾雑貨の表示基準である「服飾標示基準」が改正され、2019年3月22日より施行されます。

公布日 2018年3月22日 **施行日** 2019年3月22日 ※施行日前から実施可能

改正の概要

適用範囲	耳あて「耳罩」が追加。		
組成表示規定	充填物の許容範囲が±3%と明確化。		
	羽毛の許容範囲が変更。 「表示値との差5%以内」から「表示値を下回らないこと」に変更。		
	「リサイクル羽毛」の表示が義務化。 リサイクル羽毛を使用の場合は「 回収羽絨 」と表示。		
指定用語	◎羊毛の定義が変更 羊毛の定義から「らくだ」、「ラマ」が削除。 新しい羊毛の定義は（綿羊、小羊、アルパカ、ビキューナ、アンゴラヤギ、カシミヤヤギなど）。その他の獣毛は「（動物名）+毛」で表示。 らくだは「駱駝毛」、ラマは「美洲駝毛」と表示。		
	◎指定用語の変更		
	繊維名 (日本語)	旧	新
	アクリル系	改質聚丙烯纖維 (acrylonitrile35%-85%)	改質聚丙烯腈纖維または 改質亞克力纖維 (acrylonitrile50%-85%)
	アクリル	聚丙烯腈纖維	聚丙烯腈纖維または 亞克力纖維 (acrylonitrile85%以上)
	ポリエチレン	聚乙烯	聚乙烯纖維
	ポリプロピレン	聚丙烯	聚丙烯纖維
	オレフィン	聚烴烯纖維	聚烴烯纖維
◎指定用語の追加 モダル、リヨセルが追加。 莫代爾纖維（モダル）、萊賽爾纖維（リヨセル）			

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

国内 業務部 (東京担当:祖父江・袁) TEL:03-5669-1403 / FAX:03-5669-1404
(大阪担当:張・奥) TEL:06-6577-0106 / FAX:06-6577-0104

海外 台湾試験センター TEL:(886)2-2299-3279(内線)5222,5221
(担当:山本・風戸) FAX:(886)2-2299-9630